

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	施設名称及び所在地	設置場所	貸付面積(目安)	台数	販売品目	最低貸付料(円/年)	施設所管課
R6-7	岡部浄水場 水道庁舎 深谷市岡部1086	1階 エントランス ホール	0.85㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)	70,000	企 業 経 営 課
	岡部浄水場 水道庁舎 深谷市岡部1086	2階 裏階段	0.85㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		
	岡部浄水場 別館 深谷市岡部1086	1階 エントランス ホール	0.85㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		
	岡部浄水場 管理棟 深谷市岡部1086	2階 南階段	0.87㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		
R6-8	本庁舎 深谷市仲町11-1	1階 自動販売機 コーナー	1.4㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)	293,000	総 務 防 災 課
R6-9	本庁舎 深谷市仲町11-1	1階 東ホール	1.2㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)	212,000	
R6-10	本庁舎 深谷市仲町11-1	2階 リフレッシュ スペース	1.2㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)	187,000	
R6-11	本庁舎 深谷市仲町11-1	3階 ロビー	1.2㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)	211,000	
R6-12	本庁舎 深谷市仲町11-1	3階 リフレッシュ スペース	1.2㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)	108,000	
R6-13	消防本部 深谷市上敷免858	ロビー	4.3㎡	3台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)	239,000	
	消防本部 深谷市上敷免858	食堂・休憩室	1.2㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		
	藤沢分署 深谷市人見962	風除室	2.3㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		
	上柴分署 深谷市上柴町東 3-1-20	玄関脇	1.0㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		

R6-14	花園分署 深谷市小前田 537	ロビー	1.7㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)	238,000	消 防 総 務 課
	川本分署 深谷市本田 89	風除室	2.3㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		
	豊里分署 深谷市下手計 197-4	風除室	1.2㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		
	岡部分署 深谷市山河 1213-2	風除室	1.2㎡	1台	缶・ペットボトルの 清涼飲料水等 (酒類を除く。)		

※設置場所は、別紙1「自動販売機設置場所配置図」を参照すること。

※貸付面積には放熱余地・転倒防止鉄板・回収ボックス設置部分を含む。

※貸付面積は目安であるため、応募前に必ず設置場所を確認すること。

※販売実績については、別紙2「販売実績一覧」を参照すること。

※設置事業者が決定しなかった場合は、販売品目等を変更し、公募等により再度設置事業者を決定することがある。

※R6-8については、自動販売機本体を(W)1.4m×(D)0.9m以内とし、42セレクションの自動販売機とすること。

※R6-10、R6-12については、深谷市職員のみが立ち入れる場所である。

※R6-13については、消防本部ロビーの設置場所付近に菓子及び清涼飲料水等(酒類、コーヒー類を除く)が設置されている。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(更新なし)。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置事業者」という。)の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ① 大きさ 貸付面積の範囲内で高さはおよそ2000mm以内とする。
- ② デザイン(外観色を含む。) 周辺環境に配慮したものとする。

(2) 環境対策

- ① 省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- ② 低GWP冷媒機 地球温暖化係数(GWP)の低い、二酸化炭素、炭化水素、又はハイドロフルオロオレフィン等を冷媒として採用した機種とする。ただし、販売品目(紙パック等)により、これらの機種がない場合はこの限りでない。

(3) 安全対策

- ① 転倒防止 「自動販売機一据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会)を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な

営業許可を受けなければならない。

- ③ 防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（４）使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスの設置 原則として自動販売機１台につき、１個以上自動販売機脇に設置する。
- ② 回収ボックスの規格
 - ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。
 - イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。
 - ウ その他 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。
- ③ 使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法（平成７年法律第１１２号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

（５）自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記する。

（６）自動販売機の機能

キャッシュレス決済及び現金の使用が可能であること。

４ 販売商品の種類等

- （１）種類 清涼飲料水等とする。（酒類を除く。）
- （２）価格 標準販売価格（定価）以下とする。

５ 貸付料

- （１）建物外に設置する場合 年額貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額とする。
- （２）建物内に設置する場合 年額貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に、消費税及び地方消費税として１００分の１０に相当する額を加算した額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、消費税額に変更があった場合は、相当の額を加算した額とする。

６ 電気料

メーター（計量法（平成４年法律第５１号）に基づく検査に合格したものに限る。）は、設置事業者が自ら設置することとする。

なお、電気使用量は、市が計測し、当該計測により算出した料金を設置事業

者が市に納入することとする。

7 売上手数料
徴収しない。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

(2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。

なお、設置にあたっては各施設所管課の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して施設所管課の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

深谷市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 深谷市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。

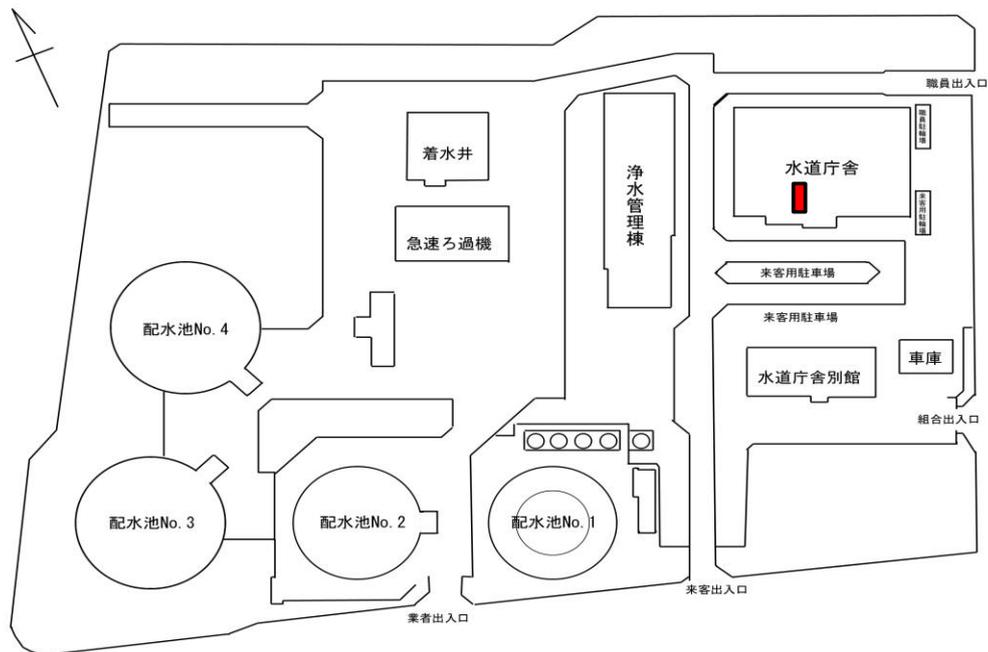
(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

自動販売機設置場所配置図

物件番号R6-7 岡部浄水場水道庁舎1階エントランスホール

配置図

■ 自動販売機設置箇所



平面図

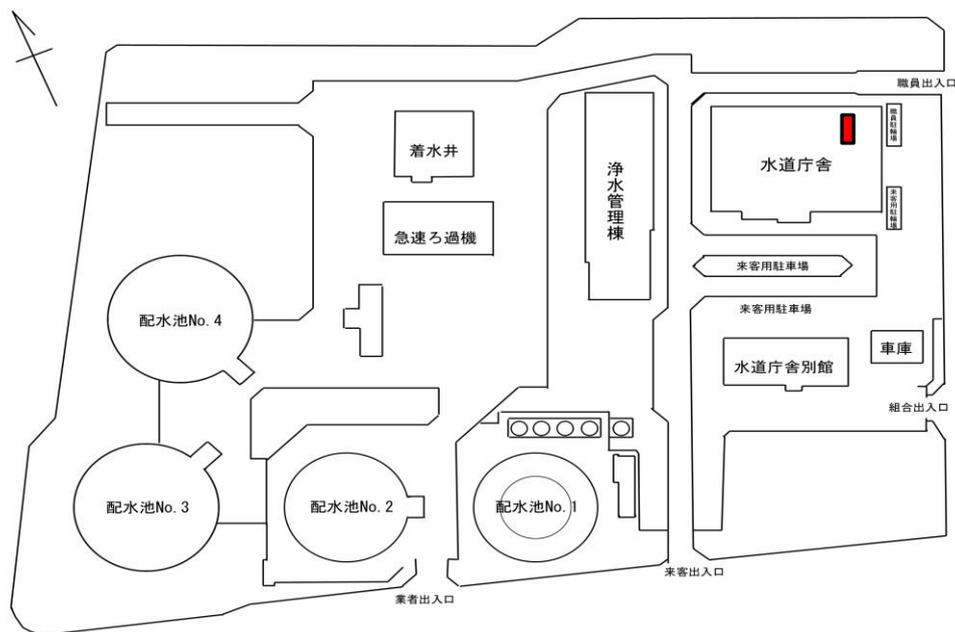
1階



物件番号R6-7 岡部浄水場水道庁舎2階裏階段

配置図

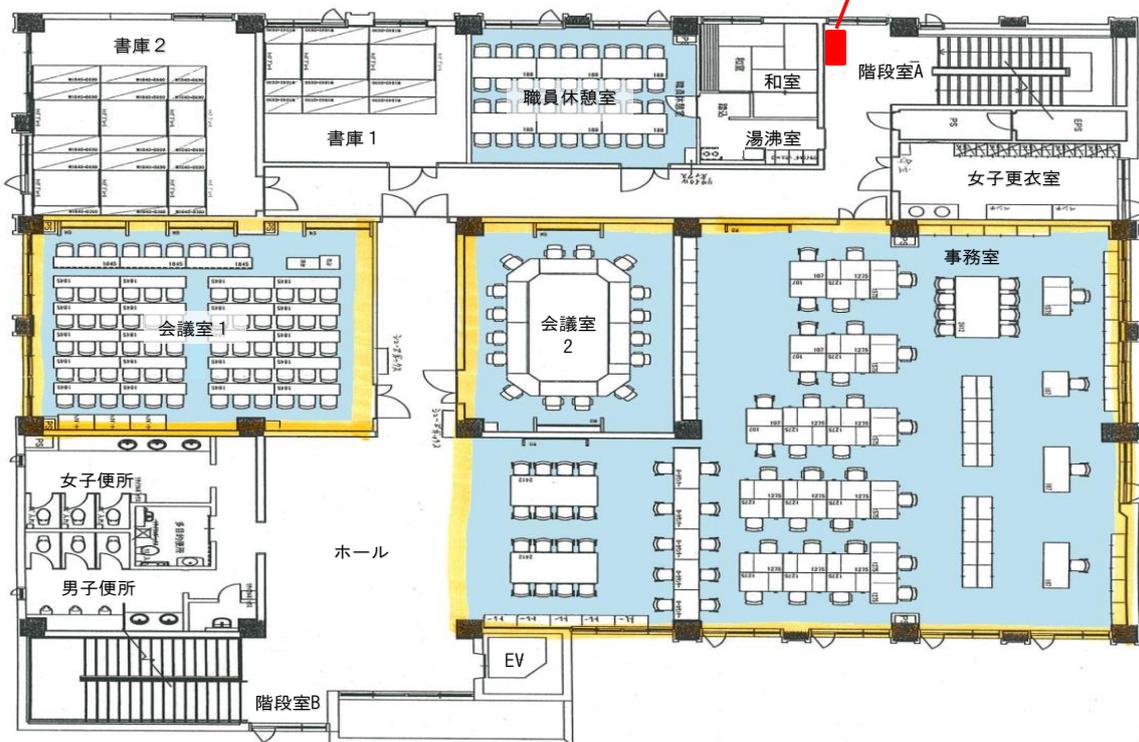
■自動販売機設置箇所



平面図

2階

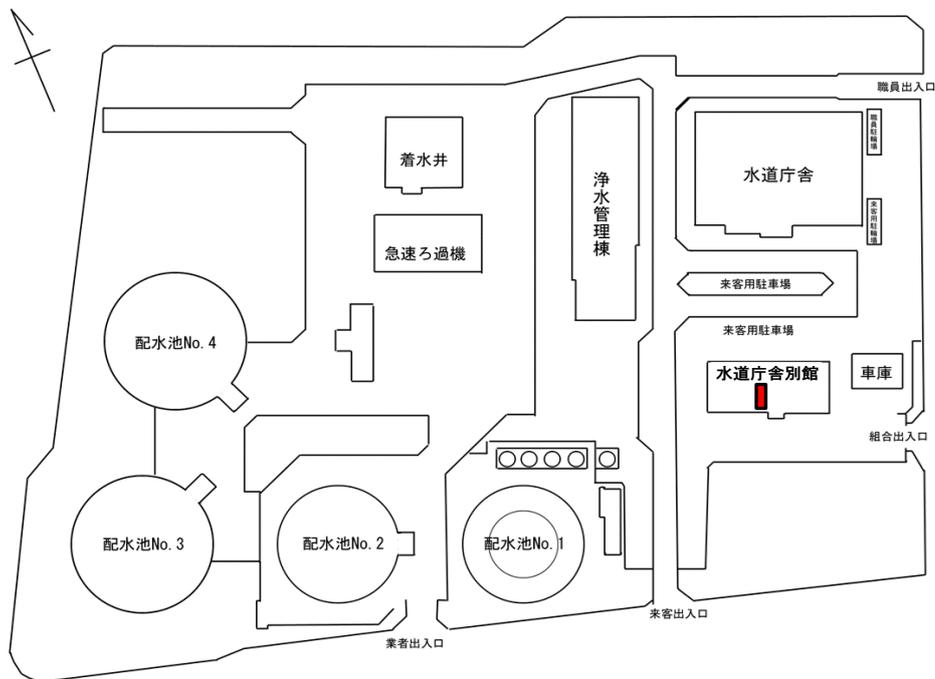
設置場所



物件番号R6-7 岡部浄水場別館1階エントランスホール

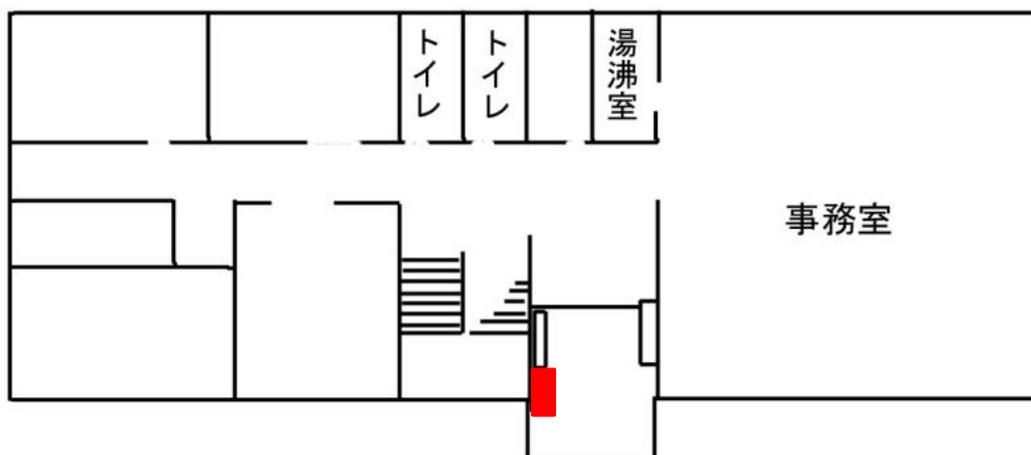
配置図

■ 自動販売機設置箇所



平面図

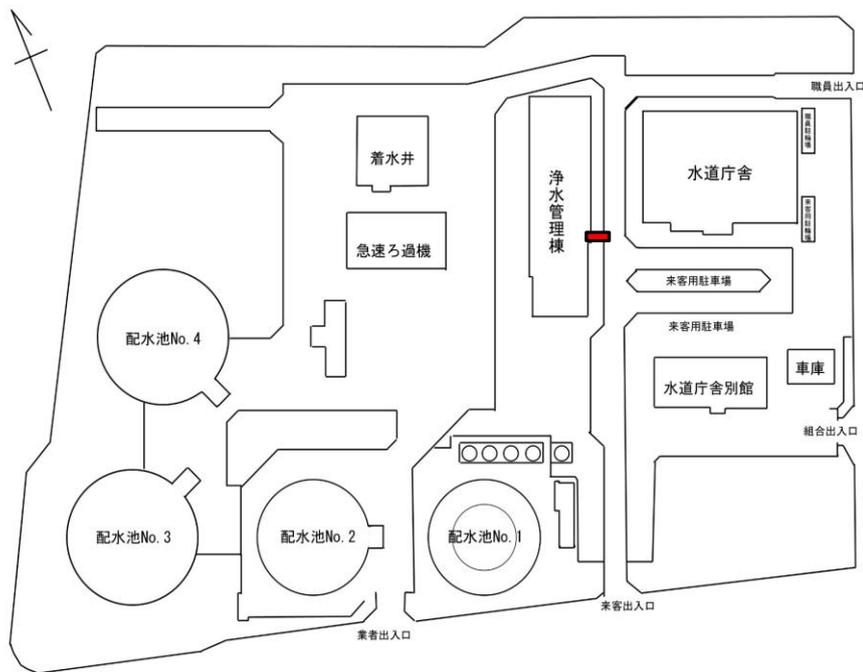
1階



物件番号R6-7 岡部浄水場管理棟2階南階段

配置図

■自動販売機設置箇所



平面図

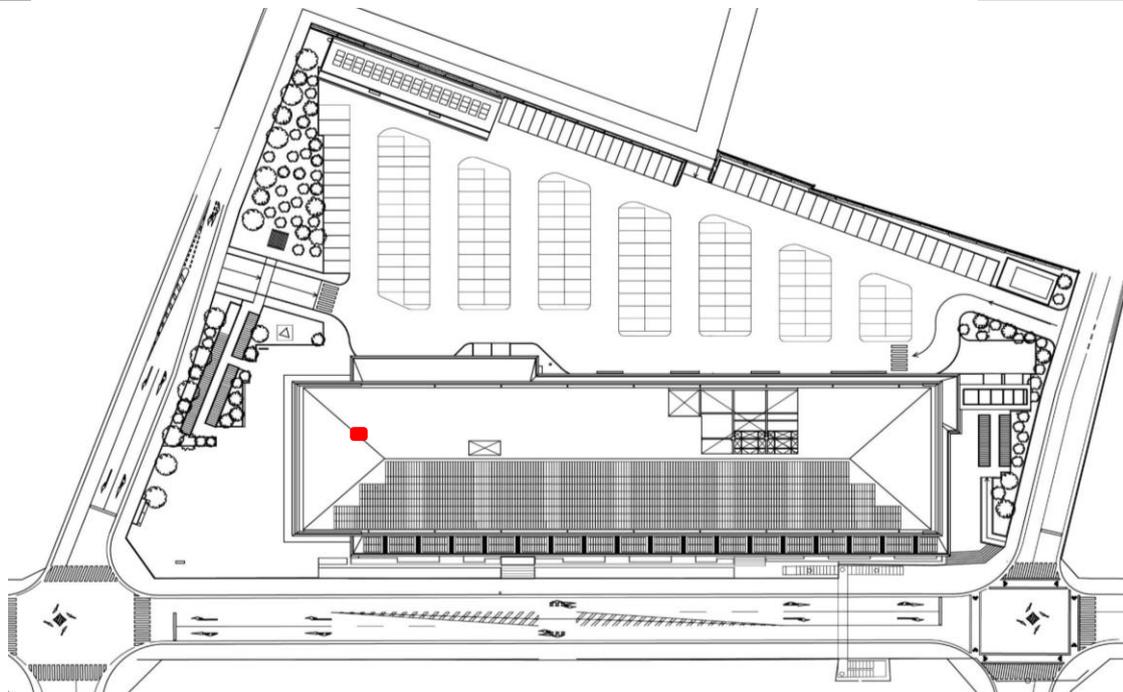
2階



物件番号R6-8 本庁舎1階自動販売機コーナー

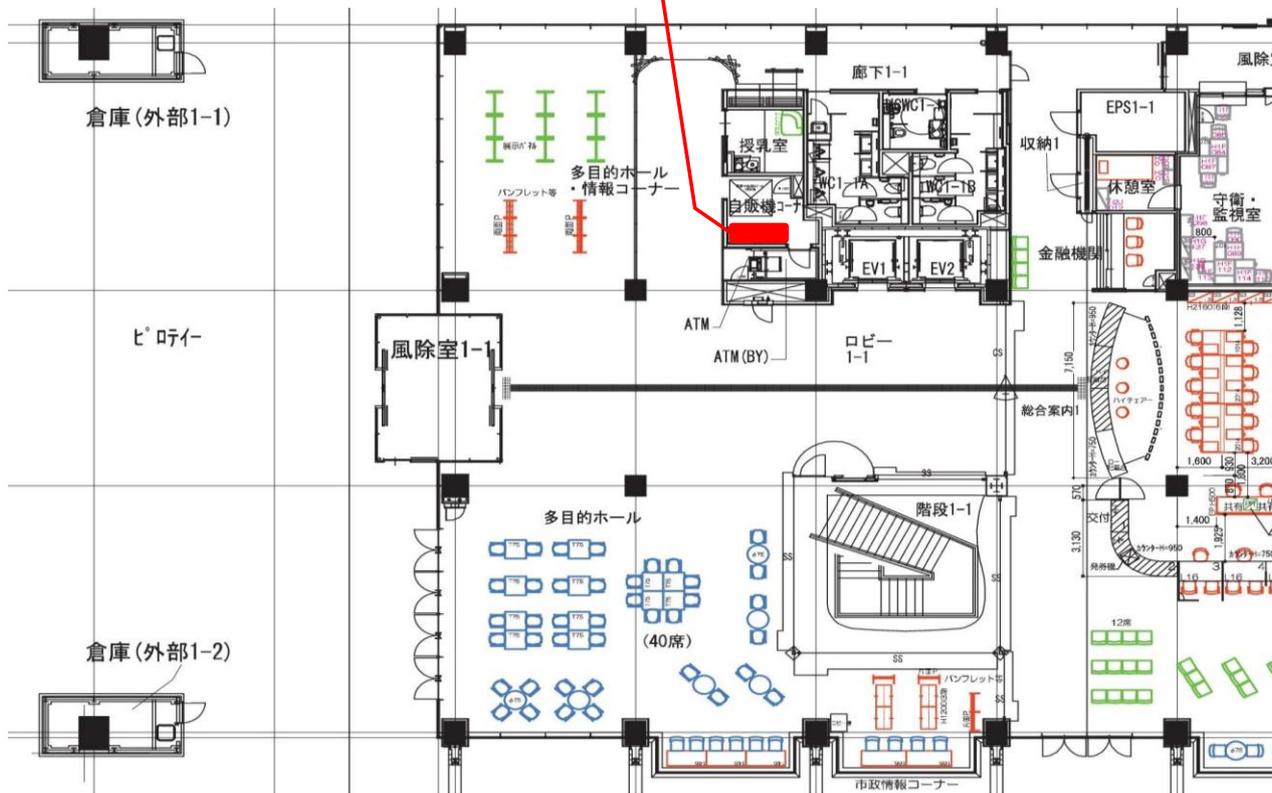
配置図

■ 自動販売機設置箇所



平面図

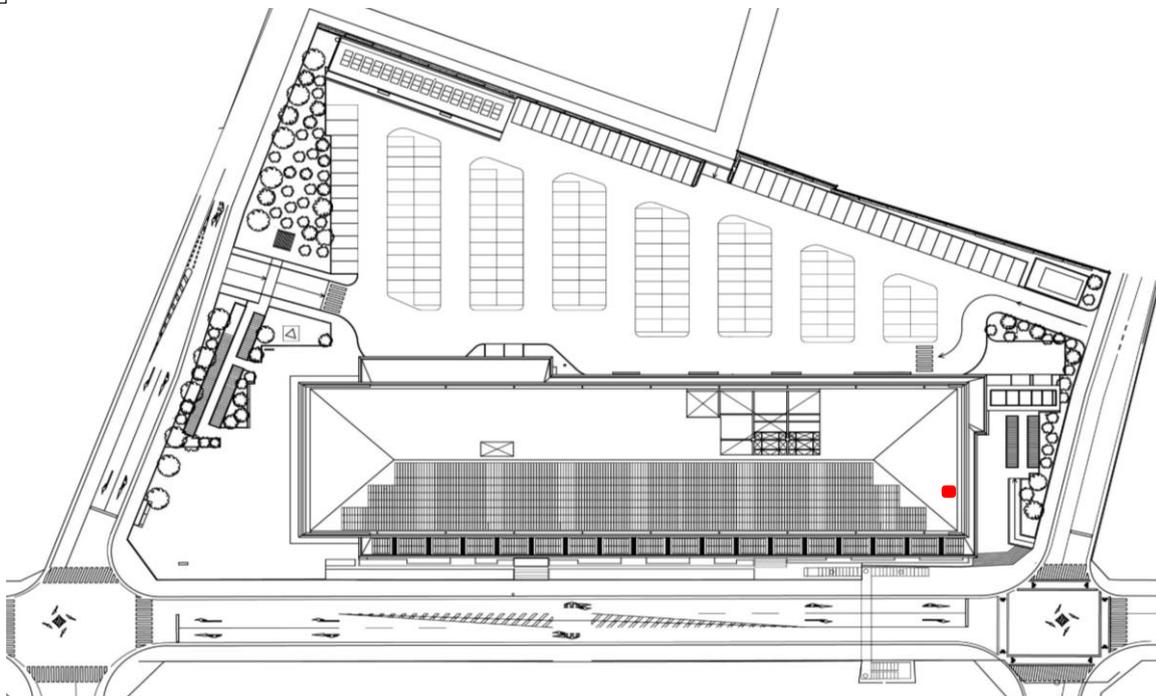
設置場所



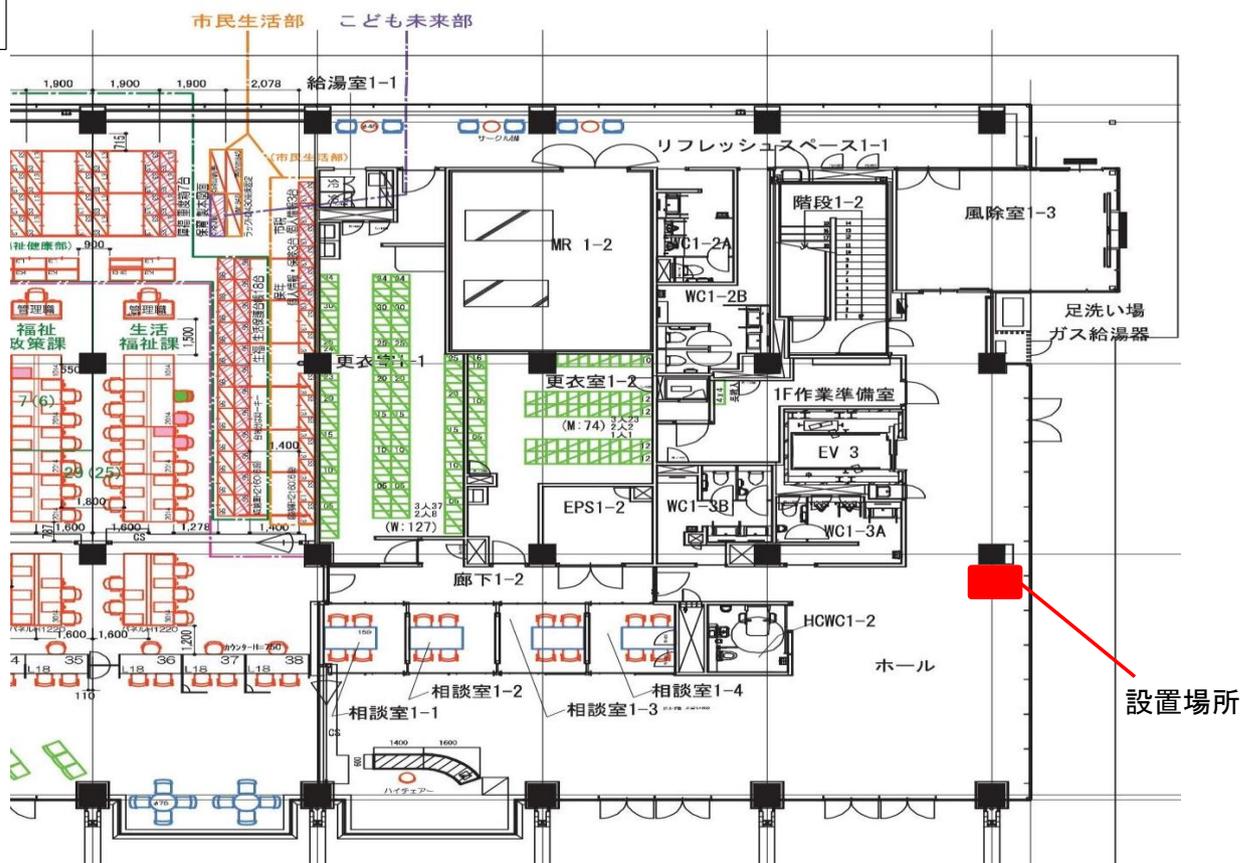
物件番号R6-9 本庁舎1階東ホール

配置図

■ 自動販売機設置箇所



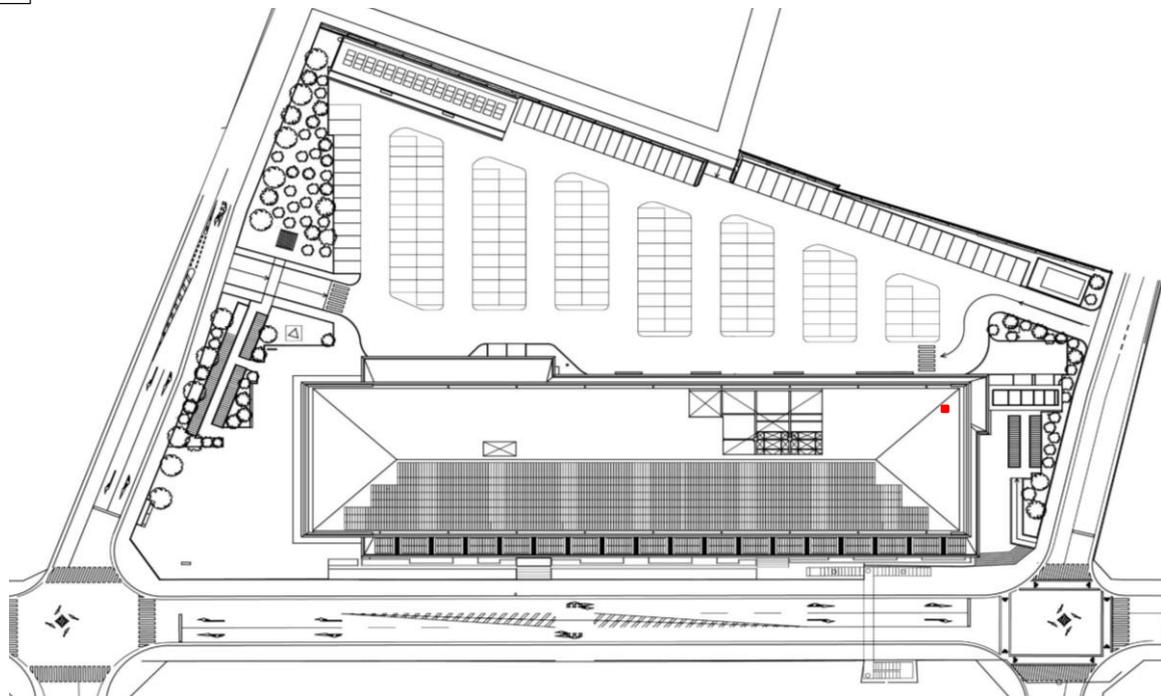
平面図



物件番号R6-10 本庁舎2階リフレッシュスペース

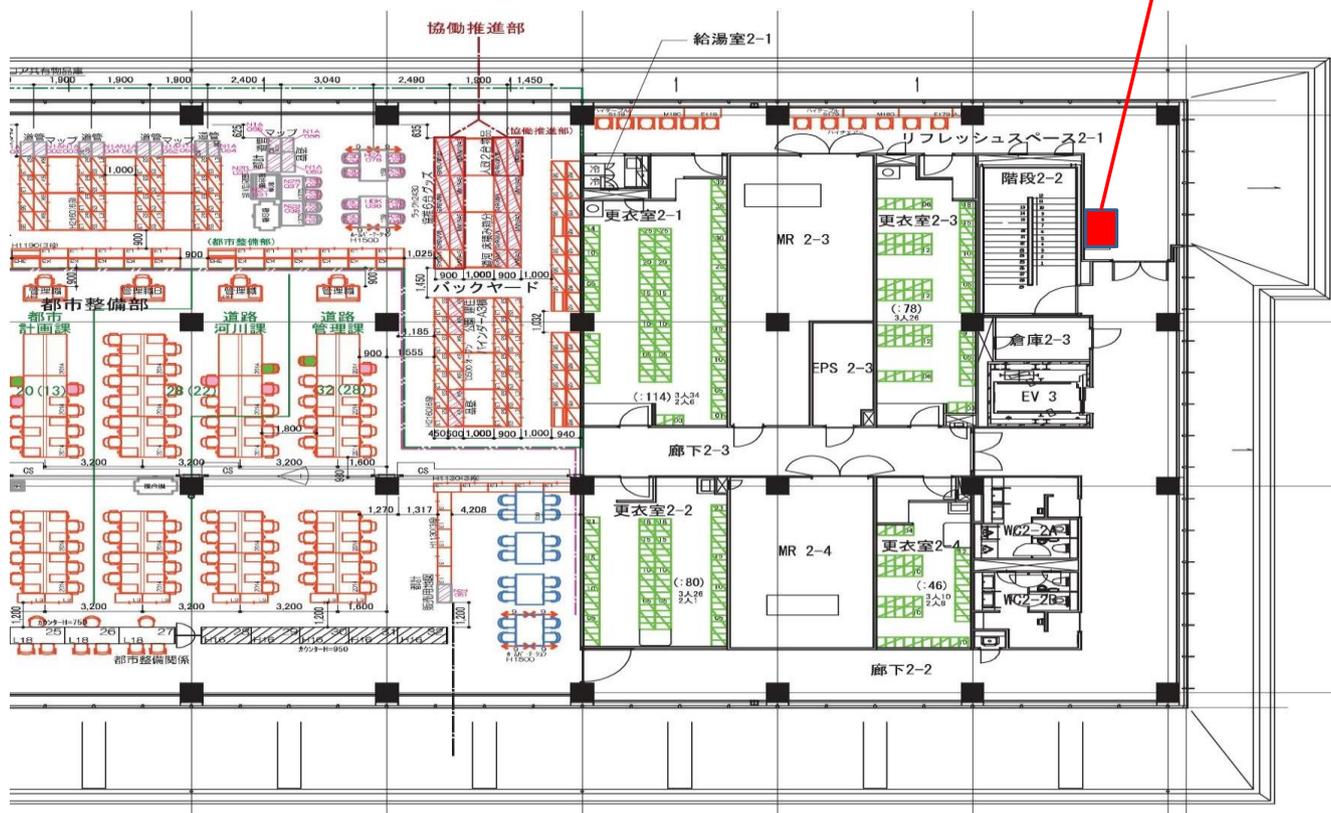
配置図

■自動販売機設置箇所



平面図

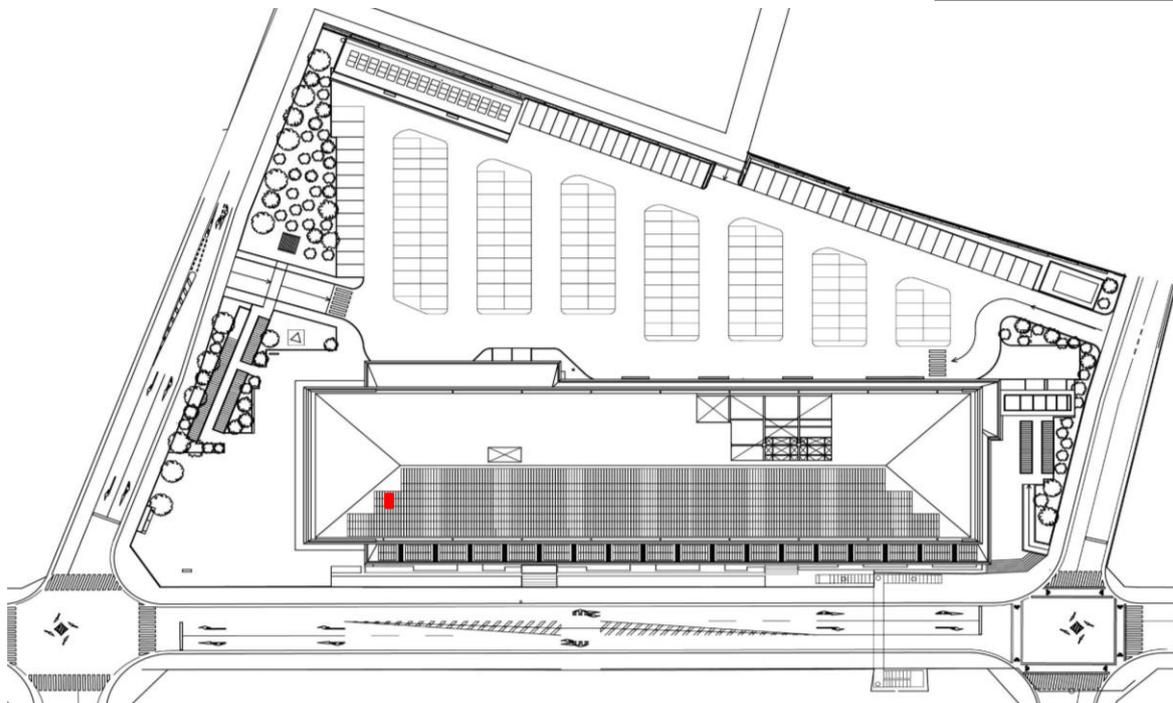
設置場所



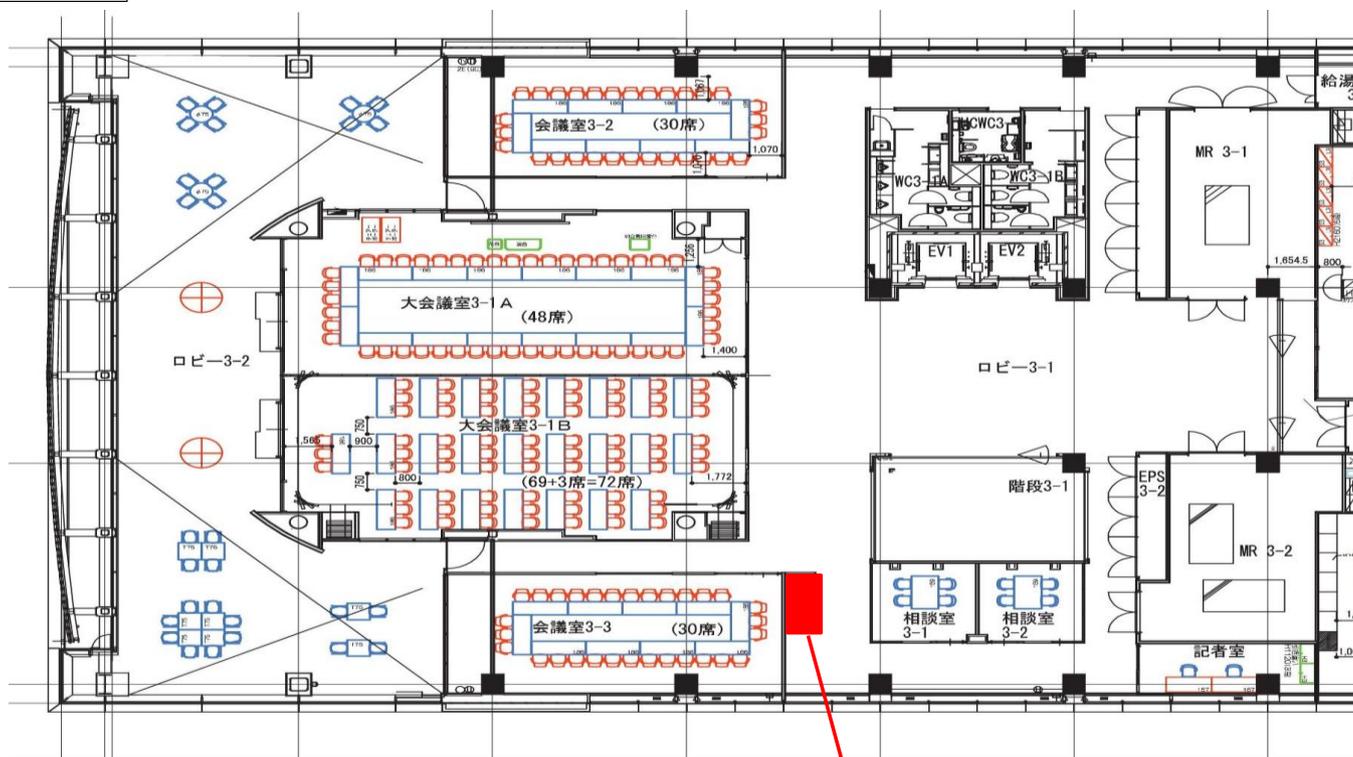
物件番号R6-11 本庁舎3階ロビー

配置図

■ 自動販売機設置箇所



平面図

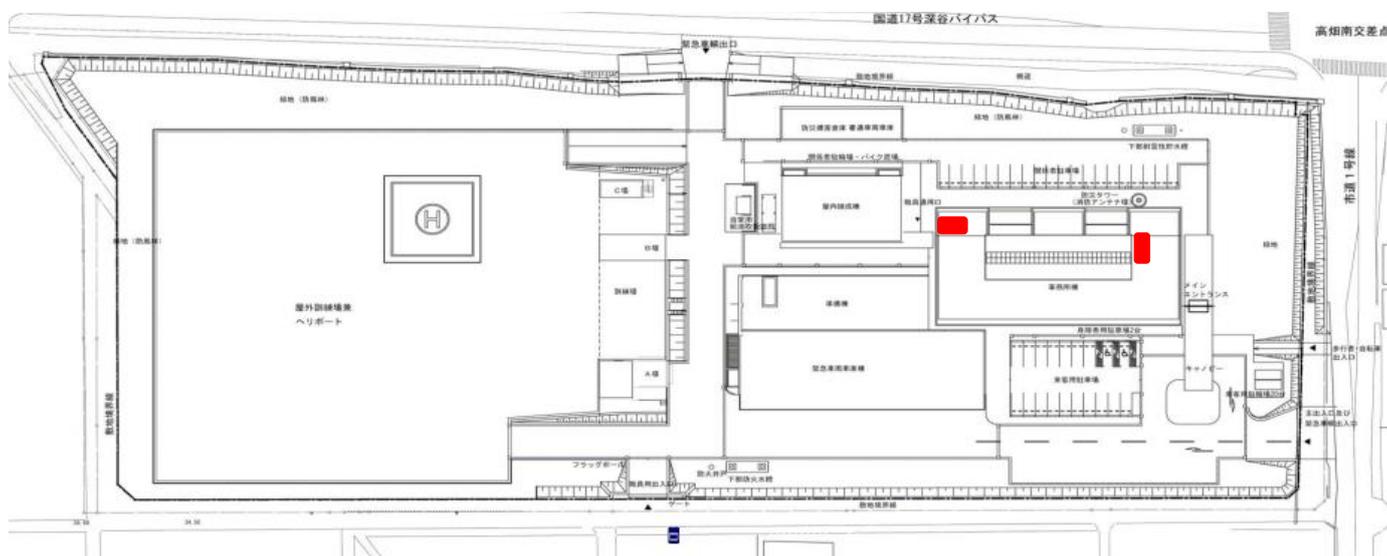


設置場所

物件番号R6-13 消防本部

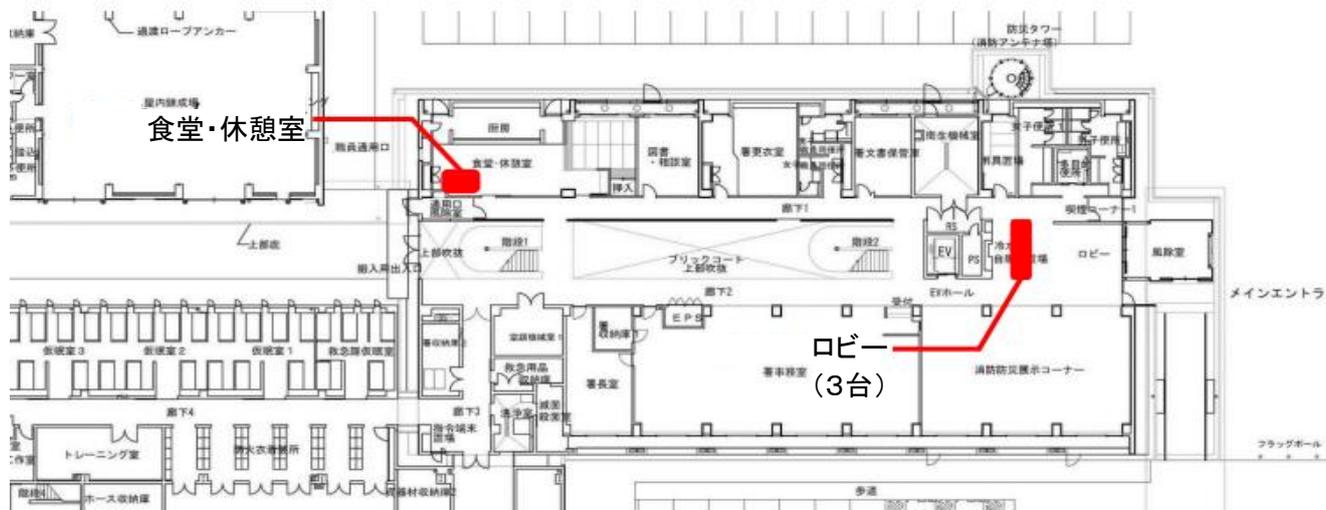
配置図

■ 自動販売機設置箇所



平面図

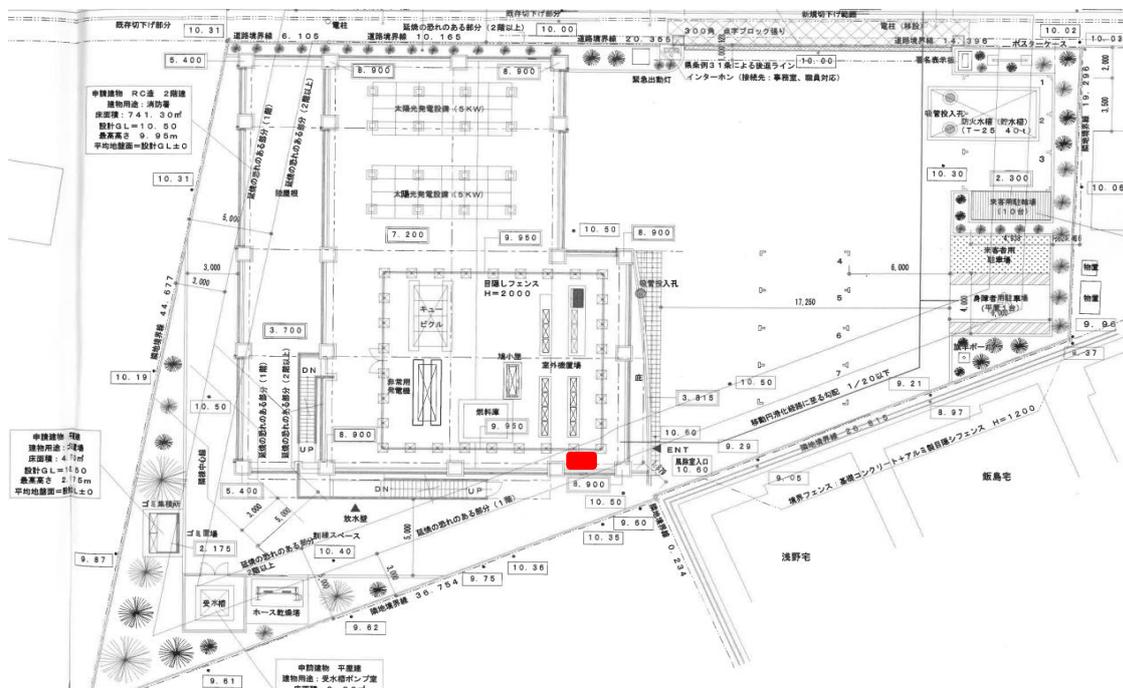
1階



物件番号R6-13 藤沢分署

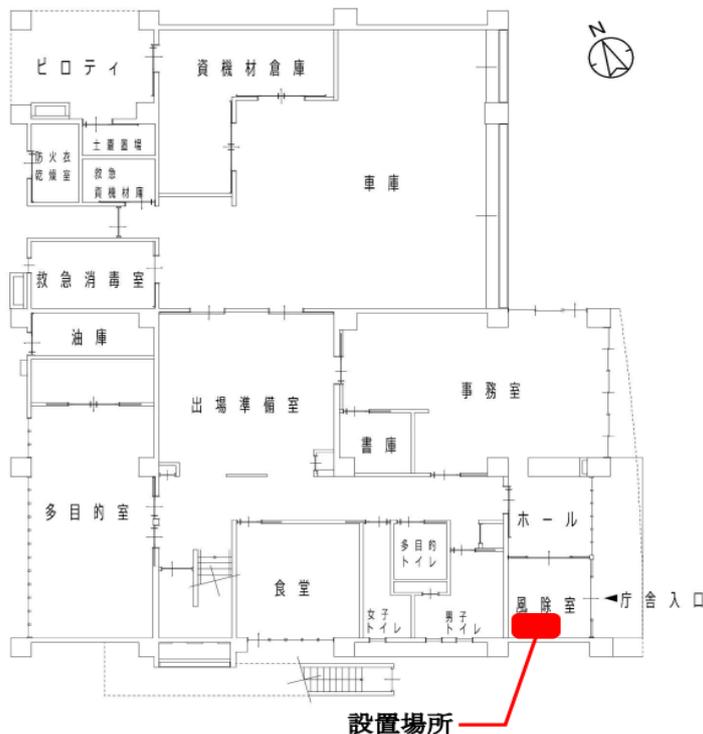
配置図

■ 自動販売機設置箇所



平面図

1階

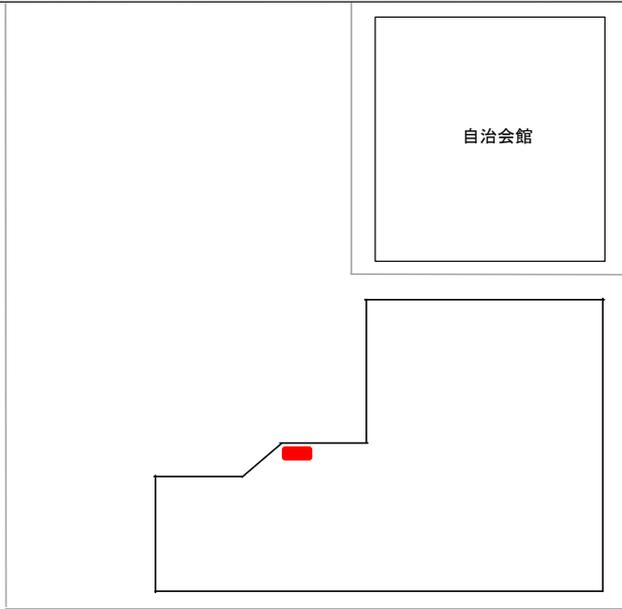


物件番号R6-13 上柴分署

配置図

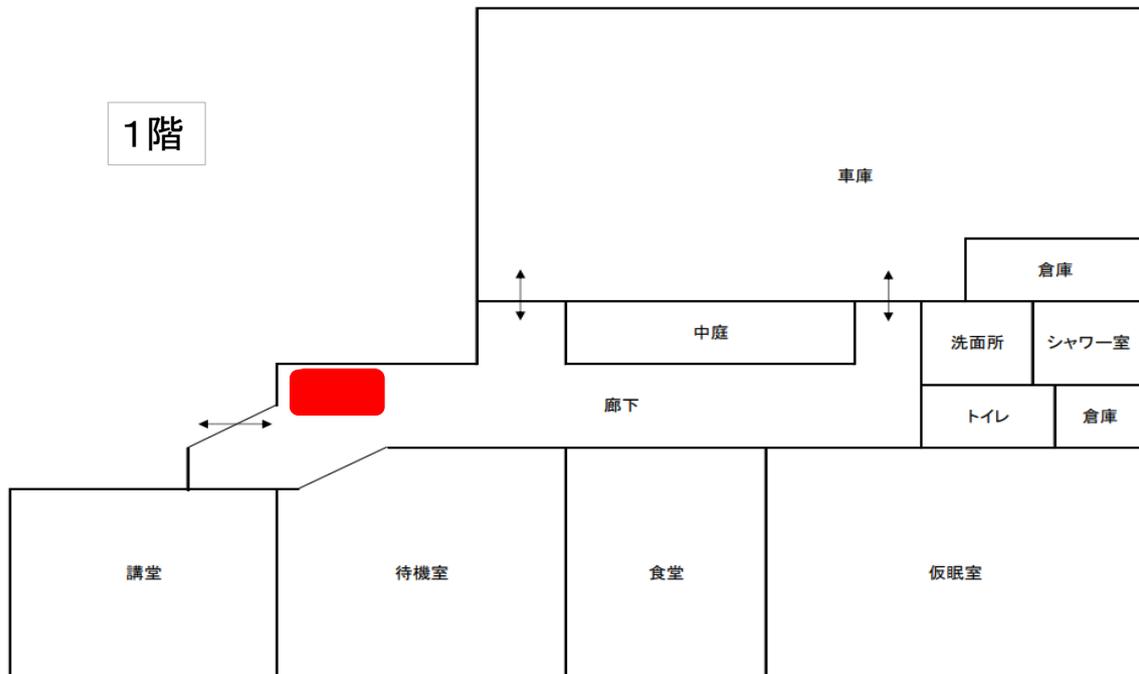
■ 自動販売機設置箇所

県道 深谷東松山線



平面図

1階



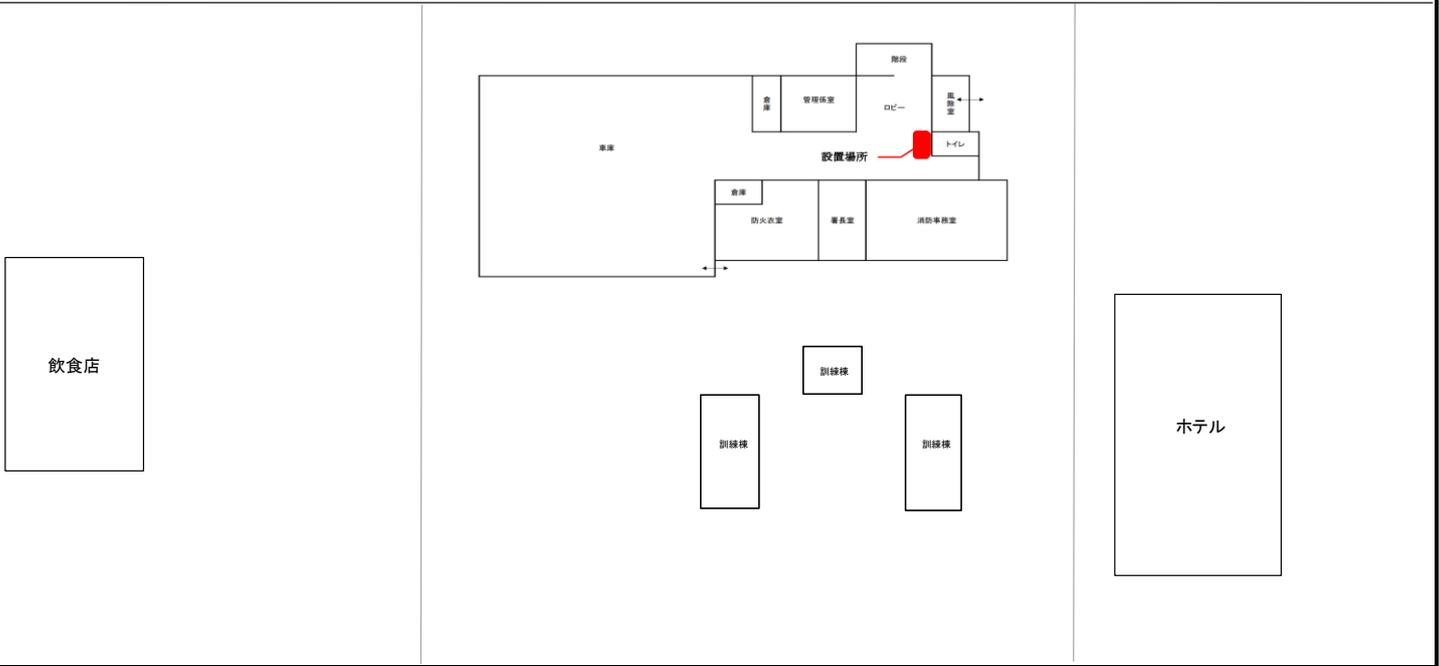
物件番号R6-14 花園分署

配置図



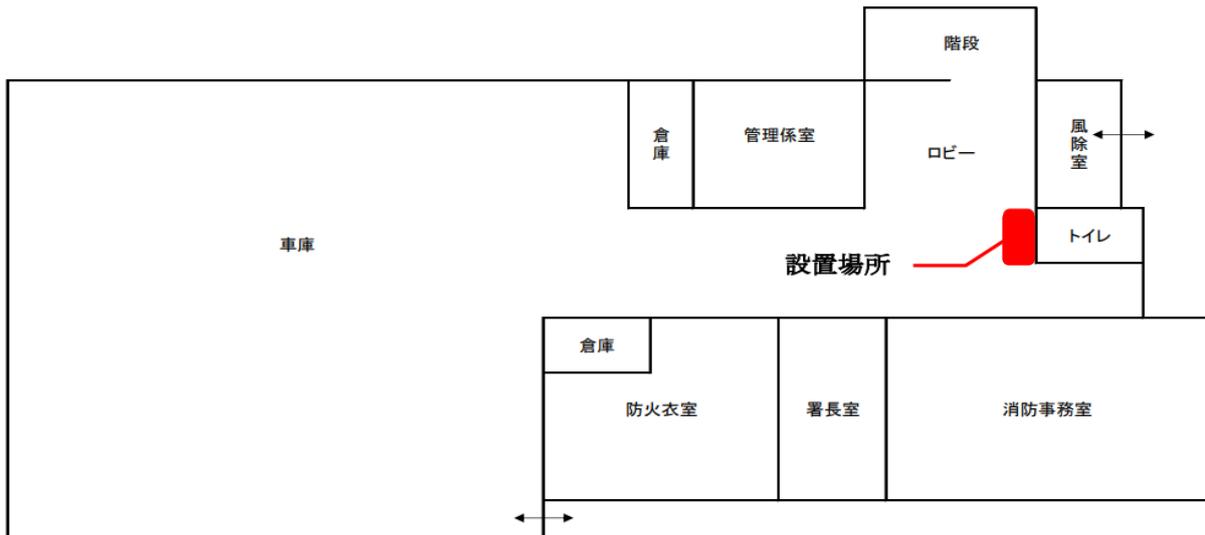
一般国道140号バイパス

■ 自動販売機設置箇所



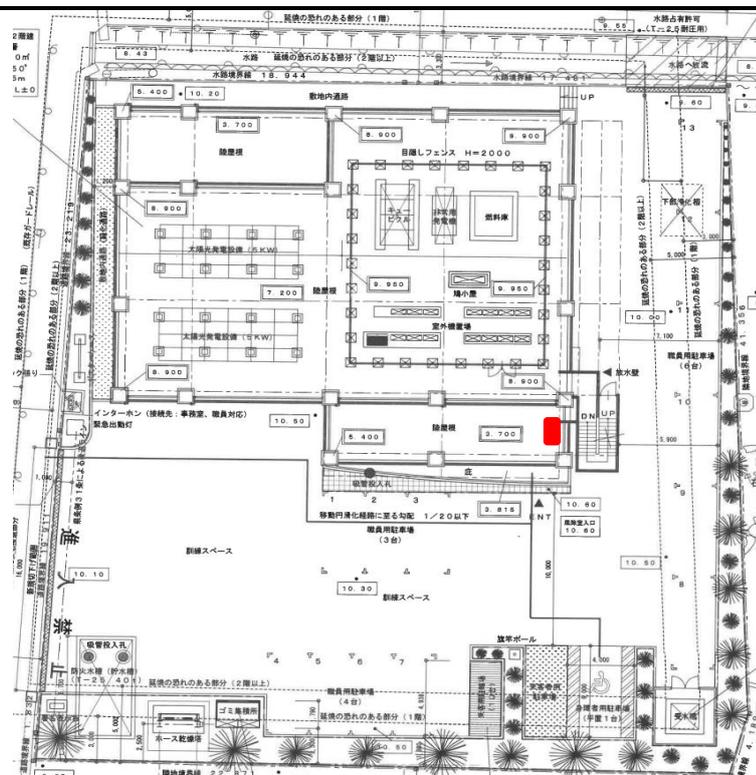
平面図

1階



物件番号R6-14 川本分署

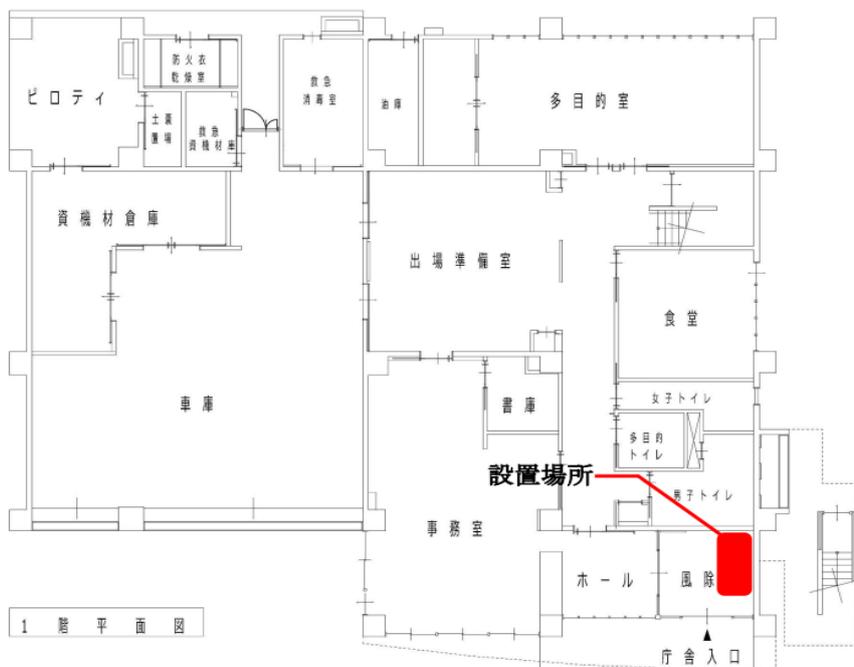
配置図



■ 自動販売機設置箇所

平面図

1階

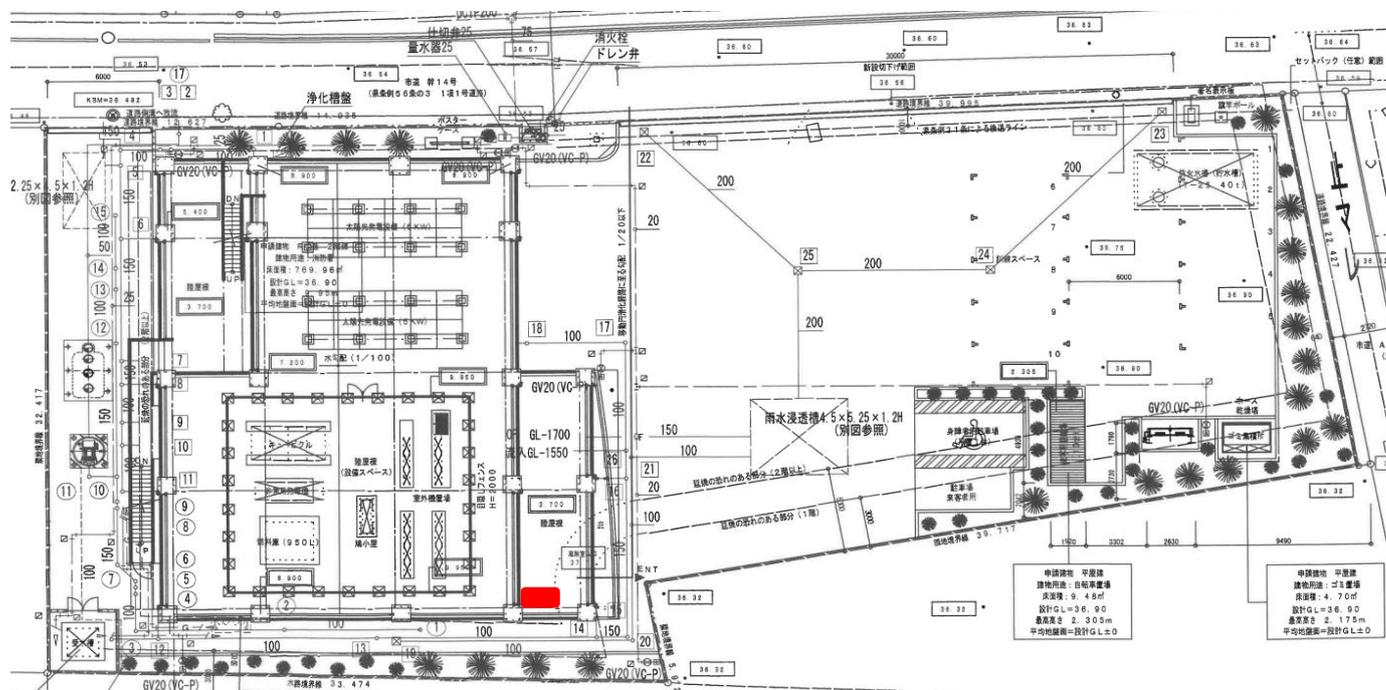


1階平面図

物件番号R6-14 豊里分署

配置図

■ 自動販売機設置箇所



平面図

1階



設置場所

販売実績一覧

【新規貸付場所】

物件番号	施設名称	設置場所	令和6年8月～10月の販売実績(本)	備考
R6-7	岡部浄水場水道庁舎	1階エントランスホール	560	令和6年7月以前の実績なし
	岡部浄水場水道庁舎	2階裏階段	509	
	岡部浄水場別館	1階エントランスホール	753	
	岡部浄水場管理棟	2階南階段	617	

【更新貸付場所】

物件番号	施設名称	設置場所	令和4年度販売実績(本/年)	令和5年度販売実績(本/年)	備考
R6-8	本庁舎	1階自動販売機コーナー	19,372	16,866	2台設置箇所を1台設置に変更のため2台分の実績の合計
R6-9	本庁舎	1階東ホール	12,939	15,328	
R6-10	本庁舎	2階リフレッシュスペース	12,088	10,477	
R6-11	本庁舎	3階ロビー	12,258	11,890	
R6-12	本庁舎	3階リフレッシュスペース	6,728	6,062	
R6-13	消防本部	ロビー(3台)	6,179	5,684	
	消防本部	食堂・休憩室	6,889	5,738	
	藤沢分署	風除室	1,315	1,249	
	上柴分署	玄関脇	2,499	2,051	
R6-14	花園分署	ロビー	8,983	7,587	
	川本分署	風除室	1,146	1,237	
	豊里分署	風除室	3,605	3,181	
	岡部分署	風除室	2,950	2,079	